

令和2年度	令和3年度	摘要
<p>1. 港湾漁港工事仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>22. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>26. 書面 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、帳票管理システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p>掲載なし</p> <p>1-1-42 臨機の措置 1. 一般事項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>掲載なし</p>	<p>1. 港湾漁港工事仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>22. 連絡 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>26. 書面 書面とは、工事打合せ簿等の工事帳票をいい、帳票管理システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、帳票管理システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名または押印を含む）したのも有効とする。</p> <p>1-1-27 工事中の安全確保 22. 鯨等に対する安全対策 鯨等に対する安全対策が必要とされる場合は、監督職員と協議し、適切な対策を講じなければならない。</p> <p>1-1-42 臨機の措置 1. 一般事項 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、緊急やむを得ない場合を除き、事前に監督職員に意見を求めた上で臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。</p> <p>1-1-45 情報ネットワークの活用 (施工管理に関する情報化) 1. 提出書類の事務処理、施工管理においてインターネットと発注者が提供するシステム（工事帳票管理システム）を利用するものとする。 2. システム利用に係わるユーザ名、パスワード等の管理については、他に漏らしてはならない。 (電子納品) 3. 「工事完成図書」は、「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部提出しなければならない。なお、「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）」に記載がない項目の電子化及びBDD-Rでの提出については、監督職員と協議の上、決定する。 4. 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。</p>	<p>港湾局の改定による</p> <p>港湾局の改定による</p> <p>港湾局の改定による</p> <p>港湾局の改定による</p>

令和2年度					令和3年度																
工種	項目	規格値 (mm)	施工管		測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)	工種	項目	規格値 (mm)	施工管											
			測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)						測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)										
本土工	水中コンクリート	防波堤	基準高	+50	管理表にまとめる。		水中コンクリート	防波堤	基準高	+50	管理表にまとめる。										
			幅	±30					基準高は延長5mごとの両端(幅が5m以上の場合はその中間を追加)、幅は延長5mごと	幅			±30	基準高は延長5mごとの両端(幅が5m以上の場合はその中間を追加)、幅は延長5mごと							
			法線方向の出入	±200					または1打設ごと、法線方向の出入は延長5mごと、または1打設ごとの中心線、延長は天端の中心線及び両側面	法線方向の出入			±200	または1打設ごと、法線方向の出入は延長5mごと、または1打設ごとの中心線、延長は天端の中心線及び両側面							
		延長	+規定しない -0						延長	+規定しない -0											
		係船岸	基準高	+50						基準高			+50								
			幅	±30						幅			±30								
	法線方向の出入		±50					法線方向の出入	±50												
	中詰填充	基準高	砂・石材等	陸上 ± 50 水中 ± 100				各室1カ所	管理表にまとめる。 (付表様式-(36)参照)	中詰填充			基準高	砂・石材等	陸上 ± 50 水中 ± 100	各室1カ所	管理表にまとめる。 (付表様式-(36)参照)				
			コンクリート	陸上 ± 30 水中 ± 50										コンクリート	陸上 ± 30 水中 ± 50						
		蓋コンクリート	基準高	陸上 ± 30 水中 ± 50									各室1カ所		蓋コンクリート			基準高	陸上 ± 30 水中 ± 50	各室1カ所	
		蓋ブロック据付	基準高	陸上 ± 30 水中 ± 50									各室1カ所		蓋ブロック据付			基準高	陸上 ± 30 水中 ± 50	各室1カ所	
	上部工	上部場所打コンクリート	防波堤	基準高または厚さ (幅10m以下)				±20	測定表にまとめる。 (付表様式-(37)参照)				上部場所打コンクリート	防波堤	基準高または厚さ (幅10m以下)	±20	測定表にまとめる。 (付表様式-(37)参照)				
基準高または厚さ (幅10m以上)				+50 -20	基準高は1打設4箇所以上、ただしパラベットは2箇所以上	基準高または厚さ (幅10m以上)	+50 -20	基準高は1打設4箇所以上、ただしパラベットは2箇所以上													
幅 (幅10m以下)				±30	天端幅は1打設3箇所、法線方向出入は1打設2箇所	幅 (幅10m以下)	±30	天端幅は1打設3箇所、法線方向出入は1打設2箇所													
幅 (幅10m以上)				+50 -30	延長は法線上または監督員の指示	幅 (幅10m以上)	+50 -30	延長は法線上または監督員の指示													
法線方向の出入 (本体ケーソン式)				2,000未満 ±200 2,000以上 ±300		法線方向の出入 (本体ケーソン式)	2,000未満 ±200 2,000以上 ±300														
法線方向の出入 (本体場所打式)				±50		法線方向の出入 (本体場所打式)	±50														
延長				+規定しない -0		延長	+規定しない -0														
上部場所打コンクリート				係船岸	基準高または厚さ	±20	基準高、天端幅は1打設3カ所				上部場所打コンクリート	係船岸			基準高または厚さ	±20			基準高、天端幅は1打設3カ所		
		幅	±20		法線方向出入は1打設2カ所	幅								±20	法線方向出入は1打設2カ所						
		法線方向の出入	±30		延長は法線上または監督員の指示	法線方向の出入								±30	延長は法線上または監督員の指示						
		延長	+規定しない -0			延長								+規定しない -0							
路床工		基準高	基準高	+30 -50	結果表にまとめる。		路床工	基準高			基準高	+30 -50		結果表にまとめる。							
	幅		+規定しない -50	基準高は道路またはエプロンの中心及び両端部の3点を40mにつき1カ所、幅は40mにつき1カ所、延長は道路またはエプロンの中心及び両端					幅	+規定しない -50	基準高は道路またはエプロンの中心及び両端部の3点を40mにつき1カ所、幅は40mにつき1カ所、延長は道路またはエプロンの中心及び両端										
	延長		+規定しない -0						延長	+規定しない -0											

専門部会